果樹災害未然防止支援事業実施要領

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和２年４月９日決裁

令和２年６月５日一部改正

令和３年３月３０日一部改正

令和４年３月１８日一部改正

第１　趣旨

　　　果樹栽培は収穫までの栽培期間が長く、降雹等の災害で被害を受けるこ

　　とがあるため、生産の安定化と品質向上に必要な多目的防災網の設置を支

　　援し、本県果樹の生産振興を図るものである。

第２　事業内容及び事業実施主体等

　　　事業内容及び事業実施主体及び事業取組主体、採択要件等については別

　　表１に定めるとおりとする。

第３　事業実施等の手続

　　１　応募方法

　　（１）事業取組主体は、様式第１号により実施要望を作成し、事業実施主

　　　　体の長に提出する。

　　（２）事業実施主体は（１）の実施要望を取りまとめ、様式第２号により

　　　　産地の事業要望を作成し、知事に提出する。

　　（３）本事業実施に当たり、事業実施主体は関係する市町村及び農業協同

　　　　組合と相互に連携を図る。

　　２　事業実施計画の承認

　　（１）事業実施主体は、様式第３号により事業実施計画書を作成し、知事

　　　　に提出するものとする。

（２）知事は、申請のあった事業実施計画書の内容が適切であると認められるときは、これを承認し、その旨を通知するものとする。

　３　実施計画の変更

　　　　事業実施主体は、事業の内容について次に掲げる変更を行おうとする場合、２に準じて知事の承認を受けるものとする。

　　（１）事業の中止又は廃止

　　（２）事業取組主体の変更

　　（３）事業費の３０％を超える増減

　　４　予算の配分

　　（１）知事は、１により提出のあった実施要望ついて、別表２，別表３に

　　　基づき予算を配分し、その結果を通知するものとする。

　　（２）３により事業実施計画の変更があった場合、知事は（１）による予

　　　　算の配分を変更又は取り消すことができるものとする。

　　５　事業の着手

　　　　事業の着手は、原則として、補助金交付決定に基づき行うものとする。

　　　　ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合は、交付決定前に着手することができるものとする。

　　　　この場合、あらかじめ、様式第４号の交付決定前着手届を知事に提出するものとする。

第４　助成

　この事業の実施に要する経費について別表１に定めるところにより助成するものとする。

第５　事業報告

　　１　実施状況報告等

　　　　事業実施主体は、事業実施年度の翌年度の６月末までに事業の実施状

　　　況を様式第５号により、知事に提出するものとする。

　　２　事業の遂行状況の報告

　　　　知事は、事業実施主体に対し、必要に応じて事業遂行状況について報告

　　　を求めることができるものとする。

第６　書類の経由

　　　事業実施主体が知事に提出する書類の提出先は、所轄の農林振興センタ

　　ーに提出する。

第７　その他

　　　事業の実施に当たっては、この要領に定めるもののほか、農林部長が別に

　　定めるところによるものとする。

附　則

この要領は、令和２年４月９日から施行する。

附　則

この要領は、令和２年６月５日から施行する。

附　則

この要領は、令和３年４月１日から施行する。

　　附　則

この要領は、令和４年４月１日から施行する。